

出資法人の経営改善指針
(改訂版)

平成 2 7 年 4 月
川 崎 市

1 見直しの背景と指針の目的

本市では、社会経済の成長、住民ニーズの多様化等が進展する中で、民間の資金・人材・経営ノウハウなどを活用することで、市が直接事業を実施するよりも、より効率的かつ弾力的にサービス提供が可能な場合等に出資法人を設立し、活用を図ってきた。

しかしながら、規制緩和やNPO法人などの民間事業者による公共サービスの新たな担い手の出現、指定管理者制度の導入など、出資法人を取り巻く環境は、大きくかつ急速に変化している。

また、国における「第三セクター等の抜本的な改革の推進等について」（平成21年6月23日付け総務省通知）において、各地方自治体には、第三セクター等が行っている事業の意義等について改めて検討し、抜本的な改革に集中的かつ積極的に取り組むことが引き続き求められている。さらに、公益法人制度改革関連3法の施行（平成20年12月）に伴い、これまでの民法法人（特例民法法人）から移行した公益社団・財団法人（以下「公益法人」という。）と一般社団・財団法人（以下「一般法人」という。）には、株式会社と同様の内部統治（ガバナンス）を確立しながら、公益性の高い自立的なサービスの担い手となることが求められている。

こうした状況の中、本市では行財政改革の一環として、出資法人が担ってきた役割や事業について検証しながら、法人の統廃合、市の財政的・人的関与の見直しを実施してきたが、引き続き、本市が取り組む課題と出資法人自らが取り組む課題を明らかにしながら、出資法人の抜本的な見直しや出資法人の自立的な経営に向けた取組を推進することを目的に本指針を策定する。

2 対象出資法人

本指針の対象とする出資法人は、本市が資本金・基本金その他これらに準じるものを出資・出捐している一般法人及び公益法人（以下「公益法人等」という。）、株式会社、特別法人及び社会福祉法人で市が主体的に指導・監督を行っている法人、並びに 25%以上の債務負担を行っている公益法人等及び株式会社とする。（平成 27 年 4 月 1 日現在で 24 法人）

区 分	法 人 名	
特別法人 (3 法人)	川崎市土地開発公社 川崎市信用保証協会	川崎市住宅供給公社
公益法人等 (1 5 法人)	(公財)川崎市国際交流協会 (公財)川崎市文化財団 (一財)川崎市母子寡婦福祉協議会 (公財)川崎・横浜公害保健センター (公財)川崎市身体障害者協会 (一財)川崎市まちづくり公社 (公財)川崎市消防防災指導公社 (公財)川崎市生涯学習財団	(公財)かわさき市民活動センター (公財)川崎市スポーツ協会 (公財)川崎市産業振興財団 (公財)川崎市シルバー人材センター (公財)川崎市看護師養成確保事業団 (公財)川崎市公園緑地協会 (公財)川崎市学校給食会
株式会社 (6 法人)	かわさき市民放送(株) 川崎冷蔵(株) 川崎臨港倉庫埠頭 (株)	川崎アゼリア(株) みぞのくち新都市(株) かわさきファズ(株)

※ 「(公財)」は公益財団法人、「(一財)」は一般財団法人、「(株)」は株式会社の略

※ なお、今回対象とした法人は、原則として、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項により議会に対し経営状況を報告しているもの及び同法第 199 条第 7 項により監査対象となるものについて、本市が主体的に設置し、資本金又は基本金等を出資している法人としている。

3 市が取り組む課題

出資法人は、社会環境の変化に的確に対応しながら、本市の施策目的に沿った公益性を最大限に発揮するために、内部統治（ガバナンス）が確立された自立的な法人であることが求められる。

そのため、本市は、法人の役割や事業を検証しながら、法人の統廃合などの見直しに取り組むとともに、公共サービスの担い手として自立的な法人経営がなされるよう、次に掲げる取組を推進するものとする。

(1) 見直しの基本的な視点

行財政改革の取組では、「民間でできることは民間で」という原則に基づき、法律などで実施が義務づけられている場合や民間部門より効果的にサービス提供ができる場合以外は公共部門が直接サービス提供を担うことはしないこととしている。

こうしたことから、社会経済環境の変化に伴い市民ニーズが多様化するなかで、出資法人がこれまで担ってきた役割や事業がそうしたニーズに的確に応えているかどうかを、

- ① 出資法人が実施している事業の必要性（市民ニーズ）はあるのか
- ② 事業の必要性はあっても行政関与の必要性はあるのか
- ③ 行政関与の必要性が認められても、出資法人が最適な担い手なのか
- ④ 出資法人が最適な担い手と認められても、その法人に事業を実施する経営基盤はあるのか

の視点から検証を行い、出資法人の設立目的が既に達成されていたり、事業内容が他の民間事業者と類似していたりする場合や、事業の実施に必要な財政的・人的な経営基盤が十分に整っていない場合には、法人の統廃合や市の関与の見直し等を行うものとする。

なお、法人のあり方等の見直しは、法人が主体的に取り組むことはもちろんであるが、法人の設立に関わった本市においても、法人の事業に関連する本市の施策と合わせて、法人と連携しながら検討する必要がある。

(2) 統廃合等の検討

出資法人の法人形態は多様であるが、業務の公益性や効率性と合わせて、次のような視点から統廃合等の検討を行うこととする。

① 廃止の検討

- ア 出資法人の設立目的が既に達成済み、あるいは希薄化した場合
- イ 財務状況が悪化し、今後も改善が見込まれない場合
- ウ 出資法人の主たる事業により提供されるサービスが、他の事業者

等により十分確保できる場合

エ 受益者が一部の市民に限られ公共性、公益性が薄い場合

等には、本市の負担が、存続することにより得られる公益性を上回る可能性があるので、出資法人の廃止という抜本的な措置を検討する。

② 法人形態の転換や保有株式の譲渡等の検討

ア 出資法人が実施する事業が営利法人の事業と競合する場合

イ 本市の財政的・人的関与の必要性が少ない株式会社等の場合

等には、民間事業圧迫の可能性や、公的関与の必要性が問われるので、法人の役割の見直しや、営利法人への転換、保有株式の民間への譲渡等の対応を検討する。

③ 統合等の検討

ア 複数の出資法人が重複して類似事業を実施していたり、設立目的が類似していたりする場合

イ 法人の管理運営面等から、統合することにより一層効果的・効率的な事業運営が見込まれる場合

ウ 複数の法人の事務管理部門に係る業務を共通で実施することにより、各法人の一層の効果的・効率的な事業運営が見込まれる場合等には、法人の統合や事務管理部門の共通実施を検討する。

なお、統合等にあたっては、形式的に組織を一体化させるのではなく、コスト・効果・効率といった面での統合メリットが十分に発揮できるよう長期的視野に立った検討を行う。

(3) 財政的関与の適正化

出資法人の事業目的を達成するために市が行う財政関与については、出資（出捐）、補助・助成金、負担金、委託料、債務保証（損失補償）、貸付金、使用料の減免等があるが、出資法人の自立的な経営努力を促す面からも必要最小限のものとするよう、基準の見直しを検討する。

なお、事業の性質上、何らかの公的支援を前提としている場合については、あらかじめ公的支援の考え方を市と出資法人との間で定めておくこととする。

① 補助・助成金

ア 事業運営費等の補助について定額・定率補助制度の導入等により抑制を図る一方、その期待する目標を明確化し、効果や達成度を費用対効果等の面からの確に評価することなどにより、適正化や削減に向けた見直しを図る。

イ 公益法人等が保有する特定資産について、保有状況を正確に把握するとともに、その保有の目的や必要性、積立限度額の妥当性等を

精査し、保有の目的等が不明確なものについては、補助金の削減等の必要な措置を検討・実施する。

② 委託料

ア 事業委託にあたっては、その期待する目標を明確化するとともに、その効果や成果を費用対効果等の面からの的確に評価し、見直しを図る。

イ 委託料の算定にあたっては、民間企業等で用いられている単価を可能な限り適用するなど客観性を確保するとともに、具体的な業務内容を検証し、業務実態に即した適正な委託料となるよう見直しを図る。

ウ 出資法人との間の随意契約については、業務内容を精査し、法令に定められているもの等を除き、一般競争入札が原則との原点に立ち返り、適正に実施するとともに、法人との委託契約の内容等の公表に向けた取組を推進する。

③ 債務保証（損失補償）

資金調達に関する債務保証（損失補償）については、将来の新たな支出負担リスクを回避する観点から原則として行わない。しかし、特別な理由によりやむを得ず損失補償を行う場合は、損失補償契約の内容、損失補償を行う特別な理由・必要性、対象債務の返済の見通しとその確実性、地方公共団体財政健全化法の規定に基づき将来負担比率に算入される一般会計等負担見込額等をあらかじめ明らかにしたうえで実施する。

④ 貸付金利息

貸付金については、原則として市場の貸付金利や預金金利等を参考にして適正な利息を徴収する。

⑤ 使用料減免

使用料の減免を実施する場合は、事業の必要性や法人の財務状況等を勘案し、真にやむを得ない合理的な理由があるかを十分に確認した上で措置する。

(4) 人的関与の適正化

出資法人は本市の施策目的に沿った公共サービスの担い手である一方で、民間の資金、人材、経営ノウハウなどを活用することで、本市が直接実施するよりも効率的かつ柔軟な公共サービスの提供が期待されていることを踏まえ、人的関与の適正化を進める。

① 本市職員

ア 「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」及び「川崎市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」の規定

に基づく本市職員の派遣は、現在、本指針の対象法人に対しては実施していないが、今後実施する場合には、法人の事業規模、事業内容、経営状況、関連する市の施策展開や公共サービスの継続性等の視点を総合的に勘案し、派遣することについて合理的な理由があるかを十分に検討する。

イ 市長をはじめとする本市の特別職は、原則として出資法人の役員に就任しない。(法令等で定めがある場合及び他の出資者との関係で地方公共団体の長等が役員に就任する場合を除く。)

ウ 公益法人等の役員には、原則、本市職員は就任しないものとする。しかし、合理的な理由により就任する場合には必要最小限の人数とする。(総役員数に占める本市職員及び退職職員の割合は、原則として3分の1以下となるように努める。)

エ 本市職員が非常勤役員に就任する場合は無報酬とし、費用弁償についても本市が定めた基準によるものとする。

オ 監事、監査役については、公認会計士等、専門的知識を持つ外部の者の就任を基本とする。ただし、法人の経営状況等から困難な場合には、その職務を適正に執行できる本市職員(可能な限り当該出資法人の所管部局以外の者とする。)を推薦する。

② 本市退職職員

ア 本市退職職員の出資法人への再就職については、「川崎市退職職員の再就職に関する取扱要綱」に基づき、法人からの求人依頼及び再就職を希望する職員の意向を踏まえて、民間人を含む「川崎市退職職員の再就職候補者選考委員会」において、原則として、適任と思われる複数の候補者に関する人材情報(不在情報も含む)を提供する。

なお、一定の権限を有する本市の管理退職職員(退職時に課長級以上の職員のことを言う。以下同じ。)等については、原則として、その権限に関連する法人に対して人材情報は提供しない。

イ 管理退職職員の役職員への再就職状況等について、「川崎市退職職員の再就職に関する取扱要綱」に基づき公表する。

ウ 役職員の報酬等は原則的に本市が定めた基準によるものとする。ただし、特に考慮すべき事情が認められる場合には、あらかじめ本市と協議のうえ報酬等の額を変更することができるものとするが、その際は、当該法人の資産及び収支の状況を考慮し、社会一般の情勢に適合するものであることとする。

(5) 統廃合等に伴う法人職員の雇用問題への取り組み

法人の統廃合等により生じる法人プロパー職員の雇用問題への対応については、本市は直接の雇用関係を持っているものではないため、法人自身が

経営の健全化に向けた努力を行う中で、労働基準法の定めるところにより対応すべきものであるが、本市の施策展開により事業運営に影響がある場合には、当該施策に係る情報を法人に提供しながら、適切な対応がなされるよう促すものとする。

- ① プロパー職員の有効活用を図るため、出資法人が外部に委託している業務の自己実施または委託先との共同実施
- ② 職員に対する転職のための自己啓発の実施
- ③ 能力給等、独自の給与体系の適用による職員のモチベーション向上及び人件費総額の抑制
- ④ 早期退職制度の導入
- ⑤ 新規採用の中止等による中長期的な雇用調整
- ⑥ 経営委譲する場合の後継法人への引継ぎ

なお、本市は必要に応じて、他の出資法人等の職員採用情報の提供等の支援に努めるものとする。

(6) 効果的な活用の検討

現在、本市が直接実施している事業や新たに実施する事業について、出資法人が実施することにより、更にコスト、効果、効率面でメリットが確保できるものについては積極的な活用を検討する。

なお、検討に当たっては、上記(1)で述べた①から④までの「見直しの基本的な視点」を踏まえることを前提に、費用対効果のほか、様々な比較指標を用いて十分に精査する。

(7) 情報公開の推進

出資法人の自主的な経営に向けた取組や、法人の役割、経営状況、市の財政的・人的関与の状況等に関する情報の透明性を確保し、広く市民に対する説明責任を果たすために、情報公開の充実を図る。

- ① 本市の出資比率が 25%以上である出資法人及び本市が資本金等の 25%に相当する額以上の債務を負担している法人については、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づき、資産や損益の状況を含む経営状況を正確に把握し、毎年議会に報告する。また、それ以外の場合でも、必要があると認められる場合には、議会にその経営状況を報告する。
- ② 出資法人の組織や事業の概況、事業実績及び財産の状況、市の財政支出、役職員の報酬（給与）等を市民にわかりやすく情報提供するために、「出資法人の現況」を作成するなど、情報公開を推進する。

- ③ 各出資法人が策定する経営改善計画及び法人と本市が行う計画の実施状況に係る点検評価結果を公表する。
- ④ 出資法人自らが積極的かつ分かりやすい情報公開を行うよう促す。
- ⑤ 本市が出資法人と締結する委託契約の内容等の公表に向けた取組を推進する。(再掲)
- ⑥ 管理退職職員の役職員への再就職状況について、「川崎市退職職員の再就職に関する取扱要綱」に基づき公表する。(再掲)

(8) 監査の活用

出資法人等に対する財政援助に係る監査、出資法人に対する監査、包括外部監査等を活用し、その経営の実態を把握し、監査結果を踏まえた措置を速やかに講じるとともに、講じた内容を公表する。

4 出資法人が取り組む課題

出資法人は公共サービスの担い手として、自らの経営状況を点検し、経営上の課題を認識しながら積極的に経営改善に取り組むなど、内部統治（ガバナンス）の確立や自立的な経営に向けた取組を促進するよう努めるものとする。

(1) 事業の効率化

- ① 自己点検や外部評価により、事務事業の成果を有効性と効率性等の視点で客観的に点検・評価し、その結果を踏まえて、本市と連携して事業の整理、統合や廃止など抜本的な見直しを推進する。
- ② 事業の簡素化・効率化に努め、経費の削減を図り、事業運営の改善を推進する。
- ③ 法人の自立化や経営の安定化を図るため、事業収入や寄付金、会費収入等の財源の確保に努める。また、公益法人における収益事業等については、他の公益目的事業の実施に支障を及ぼさないよう留意する。
- ④ 顧客満足等の把握に努め、事業内容や手法等が市民ニーズに合っているかを常に点検し、効果的・効率的な事業目的の達成及び公共サービスの質の向上を図る。
- ⑤ 定型的な業務のアウトソーシングを推進するなど効率化を図る。
- ⑥ 自主事業（収益事業）については、常に採算性の検証を行いながら、見直しを図る。

(2) 経営責任の明確化

- ① 出資法人は独立した事業主体として自らの責任で事業を遂行するものであり、経営者の職務権限や責任の明確化を図る（最高責任者、財務責任者、事業別責任者等）。
- ② 理事長や代表取締役など法人の経営責任者は原則として常勤とし、本市職員等のポストとして固定化せず、官民を問わず適材適所で登用する。
- ③ 役職員の選任

ア 役職員の選任にあたっては、職務権限や責任にふさわしい人材を「官」「民」を問わず広く求めることとし、特に、民間の経営ノウハウを持った人材を積極的に活用するよう努める（関係団体からの招へい、公募、銀行・監査法人出身者等）。

なお、本市退職職員を候補者とする場合には、職務内容や必要な経験などを検討の上、「川崎市退職職員の再就職に関する取扱要綱」に基づき、本市あて求人情報登録を行うとともに、川崎市退職職員の再就職候補者選考委員会による人材情報の提供を受けた場合には、

法人において選考を行い、採否を決定する。

イ 民間の経営ノウハウを持った人材を積極的に活用して自立的な経営を促進するため、総役員数に占める本市職員及び退職職員の割合は、原則として3分の1以下となるように努める。

ウ 常勤役員数は法人の事業規模、内容に見合ったものとし、過大な経営体制とならないよう常に見直しを実施する。

④ 役員の在任期間等

ア 役員の在任期間や年齢等について制限を設けるなど、業務の執行や人事等が硬直化しないように努める。

イ 本市退職職員の場合は、「川崎市を退職した職員の主要出資法人等への再就職等に関する指針」による。

⑤ 役員の報酬

ア 業績や目標達成度、経営責任の度合いを反映した役員報酬体系を導入する。

イ 常勤の役員の報酬及び退職金は、法人の資産及び収支の状況並びに民間の給与水準や、公務員の給与・退職手当の水準等と比べて不当に高額に過ぎないものとする。

ウ 本市退職職員の役員報酬や退職金の不支給については、「川崎市を退職した職員の主要出資法人等への再就職等に関する指針」による。

エ 非常勤の役員に対して旅費、日当等何らかの報酬が支払われる場合の単価及びその合計額は、社会通念上適切な額を設定する。

⑥ 資金の管理運用

ア 法人の資金については、国債・公債等により安全かつ有利な運用を行うこととし、特に、公益法人等の基本財産については、安全確実な運用に重点を置く。

イ 資金の運用方法については、法人内の手続きをあらかじめ定めるなど、責任の所在を明確にする。

ウ 公益法人等が保有する特定資産について、その保有の目的や必要性、積立限度額の妥当性等を検証し、見直しを図る。

⑦ 契約

ア 契約については、川崎市契約条例に基づいて、契約の透明性の確保や公正な競争の促進、市内中小企業者の受注機会の確保、労働者の作業報酬の確保など市に準じた措置に努める。

イ 川崎市契約条例のほか、「川崎市環境配慮契約推進方針」や「川崎市障害者優先調達推進方針」などの趣旨を踏まえた契約に努める。

ウ 契約の意思決定に至る法人内の手続きを定めるなど、責任の所在を明確にする。

⑧ 広報

出資法人が刊行物を発行する場合は「川崎市市政刊行物作成ガイドライン」などを踏まえ、効率的かつ効果的な広報に努める。

⑨ その他

本市が出捐する一般法人は、公益法人と同様に本市の施策目的に沿った公共サービスの担い手である点を踏まえ、剰余金の分配を行わないことや、残余財産を公益的な団体に帰属させることなどを定款に定めることを要件とする「非営利性が徹底された法人」であることとする。

(3) 簡素・効率的な執行体制の確立

- ① 業務内容、業務量に応じた簡素・効率的な執行体制を確立するため、定期的に組織等の見直しを実施する。なお、指定管理者として本市の公の施設の管理を行う（又は予定のある）法人については、指定動向に応じた柔軟な執行体制の整備に努める。
- ② ICT（情報通信技術）の進展に的確に対応し、業務の一層の効率化を図る。
- ③ 短時間勤務やフレックスタイム制など勤務形態の弾力化を検討するなど、業務遂行上必要となる多様な人材を確保するとともに、職員数及び組織・機構の適正化を推進する。
- ④ 職員の採用にあたっては、経営の中長期的な見通し等を踏まえるとともに、優秀な人材の確保と選考過程等の透明性の確保に努める。

(4) 職員の人事・給与制度の見直し

出資法人職員の人事・給与制度等については、基本的に労働基準法が適用されることから、民間の雇用制度の中で構築されることが基本である。したがって、単に市役所準拠とするのではなく、次のような点について、検討、導入を進める。

- ① 法人の経営状況、事業内容、職員のモチベーションや目標達成度等を勘案した人事・給与・退職金の制度を整備し導入する。
- ② 本市退職職員の報酬や及び退職金の不支給については、「川崎市を退職した職員の主要出資法人等への再就職等に関する指針」による。
- ③ 法人の資産及び収支の状況並びに民間の給与水準、公務員の給与水準と比べて不当に高額に過ぎないように、職員の給与水準の状況を点検し、必要に応じて見直しを行う。
- ④ 人材育成計画の策定を検討するなど、組織の活性化、職員の資質の向上、優秀な人材の確保に努める。
- ⑤ 職員の能力や実績を適正に評価し、その成果を昇任や給与処遇に反映

する仕組みを整備し、能力・実績に基づいた昇任・昇給（降格・減給含む）制度の構築を検討する。

⑥ 退職手当引当金等人件費に係る長期的な財源の確保に努める。

(5) 情報公開の推進

出資法人の自主的な経営に向けた取組や、事業の実施状況、経営状況等に関する情報の透明性を確保し、広く市民に対する説明責任を果たすために、出資法人は積極的な情報公開に努める。

① 情報開示

法人の種別によって情報開示に関する法の規定が異なるため、次のアからエに従って取組の推進を図る。

ア 公益法人

公益法人は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」及び「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」に基づいて、定期的に貸借対照表を公告するとともに、次に掲げる書類を事務所に備え置き、閲覧の請求があった場合には、これを閲覧させる必要がある。

- ・ 定款
- ・ 計算書類等（各事業年度の計算書類、事業報告、附属明細書、監査報告書）
- ・ 事業計画書及び収支予算書
- ・ 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類
- ・ 財産目録、キャッシュフロー計算書（会計監査人設置法人の場合）
- ・ 役員等名簿、役員等の報酬支給基準
- ・ 運営組織及び事業活動の状況及び関係する重要数値記載書類
- ・ 特定費用準備資金の積立限度額及び算定根拠
- ・ 特定の財産の取得・改良に充てるための保有資金
- ・ 寄付金等に係る募集方法及び使途等

また、法定の書類以外にも開示の対象とする書類や情報を選択し、それらを事務所に備え置き閲覧させるなど、積極的な情報開示に努める。

イ 一般法人

一般法人は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に基づいて、定期的に貸借対照表を公告するとともに、次に掲げる書類を事務所に備え置き、閲覧の請求があった場合には、これを閲覧させる必要がある。

- ・ 定款
- ・ 計算書類等（各事業年度の計算書類、事業報告、附属明細書、監

査報告書)

また、本市が出捐する一般法人は、公益法人と同様に本市の施策目的に沿った公共サービスの担い手である点を踏まえ、上記アに記載した公益法人と同様の基準(法定の書類以外にも開示の対象とするなどの積極的な取組を含む。)により情報開示に努める。

ウ 株式会社

会社法に基づいて、次に掲げる書類を作成して保存するとともに、貸借対照表(大会社の場合は貸借対照表及び損益計算書)を公告する必要がある。

- ・ 定款
- ・ 会計帳簿
- ・ 計算書類等(各事業年度の計算書類、事業報告、附属明細書、監査報告書)

また、本市が出資する株式会社は、本市の施策目的に沿った公共サービスの担い手である点を踏まえ、さらに積極的な情報開示に努める。

エ その他の法人

上記のアからウに該当しない公社等についても、それぞれの設立に関する根拠法令等に定められた要請を満たすことはもちろん、アの公益法人における取組に準じ、さらに積極的な情報開示に努める。

② インターネットの活用

上記①に掲げた書類等(法定の書類以外にも公開の対象として出資法人が選定した書類を含む。)については、インターネットによる公開に努める。

③ 情報公開

出資法人は、「川崎市情報公開条例」及び「川崎市指定出資法人等の情報公開の推進に関する要綱」に基づき、市民からの要請に応じて情報の提供を行う。

(6) 経営改善計画の策定と点検評価の実施

① 経営改善計画の策定

出資法人の経営上の課題や、本指針に基づき取り組むべき課題を踏まえ、各法人は経営改善計画を本市の所管部局と調整のうえ策定するものとする。

また、経営改善計画の策定及びその点検評価に関する取組については、本市が提供する共通の手法を活用するほか、法人においても事業内容等を踏まえた効果的な手法の検討を進めるものとする。

なお、経営改善計画の策定にあたっては、次の事項を考慮するものとする。

ア 経営の基本的な考え方

- ・ 本市が期待する役割と経営改革事項
- ・ 法人のミッション（存在意義・使命）
- ・ 現状及び課題の分析結果
- ・ 経営ビジョン（計画の最終年次に法人が達成すべき大目標）
- ・ 取組の成果指標とその目標値（「事業別」、「財務改善」、「業務・組織の改革」のそれぞれに係るもの）
- ・ 成果指標の目標達成に向けての経営課題（「事業別」、「財務改善」、「業務・組織の改革」のそれぞれに係るもの）

イ 行動計画（「事業別」、「財務改善」、「業務・組織の改革」のそれぞれに係るもの）

② 点検評価の実施

経営改善計画（Plan）に沿った取組（Do）の状況を各法人が自ら点検・評価（Check）するとともに、今後の取組の方向性（Action）を示す（PDCAマネジメントサイクルを活用する）ことにより、自律的に経営改善を進める。

ア 出資法人は毎年度、経営改善計画において設定した事業別の成果指標の目標達成度を客観的な基準により評価し、改善等に向けた今後の取組の方向性を示すものとする。また、その結果を所管部局に報告し、本市と法人が連携して、事業の有効性及び効率性の向上に向けた取組の推進を図るものとする。

さらに、必要に応じて外部の専門家の評価を受け、その要因分析や改善策の検討に努める。

イ 点検評価の結果により、著しく有効性及び効率性が低下し、その状況が改善されない事業が把握された場合については、本市と連携して当該事業のあり方や事業手法の見直し等を検討する。

また、見直しによって法人の経営基盤に大きな影響を及ぼす場合等については、本市において、統廃合等を含む当該法人の今後のあり方に係る検討を進めるものとする。

(7) 監査の実施

① 公益法人

公益法人については、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」に基づき、次のいずれかに該当する場合には会計監査人を置く必要がある。

ア 収益の額が1,000億円以上

イ 費用及び損失の合計額が1,000億円以上

ウ 負債の額が50億円以上

また、外部監査を受けていない場合においては、費用及び損失の額又は収益の額が1億円以上の法人については監事のうち少なくとも1名が公認会計士又は税理士であること、当該額が1億円未満の法人については営利または非営利法人の経理事務を例えば5年以上従事したものが監事を務めていることが、公益認定の要件とされている。

さらに、こうした法の規定にかかわらず、公共サービスの担い手として自らの経営状況を的確に把握するために、積極的に外部の専門家を活用した監査を受けるよう努める。

② 一般法人

一般法人については、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」において、大規模法人（負債額が200億円以上）は会計監査人を置くとされているが、こうした法の規定にかかわらず、公益法人と同様に本市の施策目的に沿った公共サービスの担い手であることから、公益法人と同様の基準での実施に努める。

また、監事の設置についても公益法人と同様の基準での配置に努めるとともに、積極的に外部の専門家を活用した監査を受けるよう努める。

③ 株式会社

「会社法」に基づいて、委員会設置会社及び大会社（資本金5億円以上又は負債額200億円以上）については、会計監査人を置く必要があるが、こうした法の規定にかかわらず、公共サービスの担い手として経営の安定を図るため、会計監査人の設置及び外部の専門家を活用した監査の実施に努める。

④ その他の法人

上記の①から③に該当しない公社等についても、それぞれの設立に関する根拠法令等の規定を満たすことはもちろん、①の公益法人における取組に準じ、さらに積極的な監査の活用に努める。